

処分基準

令和8年 月 日作成

法 令 名：盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律
根 拠 条 項：第 1 1 条
処 分 の 概 要：特定金属くず買受業を営む者に対する指示
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課特定金属くず買受業係(電話043-201-0110)
備 考：

処 分 基 準

令和8年 月 日作成

法 令 名：盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律
根 拠 条 項：第12条
処 分 の 概 要：特定金属くず買受業の停止命令
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課特定金属くず買受業係(電話043-201-0110)
備 考：